

環境影響評価条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>第三章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続 第一節 第一種事業方法書の作成等</p> <p>(第一種事業方法書の送付等)</p> <p>第六条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第一種事業方法書及びこれを要約した書類(次項、次条及び第七条の二において「第一種事業要約書」という。)を送付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による第一種事業方法書及び第一種事業要約書の送付があつたときは、法令(条例及び規則を含む。)の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であつて規則で定めるもの(以下「免許等」という。)のうち、当該第一種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなつた旨を通知するものとする。</p> <p>(第一種事業方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第七条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に</p>	<p>第一条から第五条まで (略)</p> <p>第三章 第一種事業に係る環境影響評価その他の手続 第一節 第一種事業方法書の作成等</p> <p>(第一種事業方法書の送付等)</p> <p>第六条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第一種事業方法書</p> <p>を送付しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による第一種事業方法書の送付があつたときは、法令(条例及び規則を含む。)の規定による免許、特許、許可、認可、承認その他の行為であつて規則で定めるもの(以下「免許等」という。)のうち、当該第一種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなつた旨を通知するものとする。</p> <p>(第一種事業方法書についての公告及び縦覧)</p> <p>第七条 事業者は、第一種事業方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に</p>	<p>事業者が作成し送付する書類を追加するもの</p> <p>事業者からの送付対象書類の追加するもの</p> <p>縦覧対象書類及び公表方法を追加するもの</p>

ついて環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種事業方法書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条第一項に規定する地域内において、第一種事業方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には

ついて環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、第一種事業方法書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

な

らない。

方法書段階での説明会の開催等を義務付けるもの

、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業方法書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。

(第一種事業方法書についての意見書の提出)

第八条 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(第一種事業方法書についての意見の概要等の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長に対し、第七条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書面、前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写しを送付しなければならない。

第十条から第十三条まで (略)

(第一種事業方法書についての意見書の提出)

第八条 第一種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(第一種事業方法書についての意見の概要等の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長に対し、
前条第一項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写しを送付しなければならない。

第十条から第十三条まで (略)

条文追加に伴う条ズレの整理によるもの

方法書段階での説明会の開催の追加に伴うもの

第三節 第一種事業準備書

(第一種事業準備書の送付等)

第十四条 事業者は、第一種事業準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第一種事業関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「第一種事業関係市町村長」という。)に対し、第一種事業準備書及びこれを要約した書類(次条 において「第一種事業要約書」という。)を送付しなければならない。

2 (略)

(第一種事業準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行つた後、第一種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三節 第一種事業準備書

(第一種事業準備書の送付等)

第十四条 事業者は、第一種事業準備書を作成したときは、知事及び第六条第一項の規則で定めるところにより第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第一種事業関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「第一種事業関係市町村長」という。)に対し、第一種事業準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条において「第一種事業要約書」という。)を送付しなければならない。

2 (略)

(第一種事業準備書についての公告及び縦覧)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行つた後、第一種事業準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、第一種事業準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、第一種事業準備書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければなら

方法書段階で説明会の開催の追加に伴う条文整理によるもの

の
公表方法を追加するも

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業関係地域内において、第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 | 第七条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十六条第二項において準用する第二項」と、「前条」とあるのは「第十五条」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十六条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業関係地域内において、第一種事業準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、第一種事業関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、第一種事業関係地域以外の地域において開催することができる。

2 | 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 | 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 | 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第一種事業要約書の提供その他の方法により、第一種事業準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 | 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

方法書段階で説明会の開催の追加に伴う文言整理によるもの

第十七条から第二十二條まで (略)

第四節 第一種事業評価書

(第一種事業評価書の公告及び縦覧)

第二十三條 事業者は、前條の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第一種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。

第二十四條・第二十五條 (略)

第四章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

(第二種事業方法書の送付等)

第二十六條 事業者は、第二種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第二種事業方法書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「第二種事業要約書」という。)を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による第二種事業方法書及び第二

第十七条から第二十三條まで (略)

第四節 第一種事業評価書

(第一種事業評価書の公告及び縦覧)

第二十三條 事業者は、前條の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第一種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、第一種事業評価書及び第一種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならぬ。

第二十四條・第二十五條 (略)

第四章 第二種事業に係る環境影響評価その他の手続

第一節 第二種事業方法書の作成等

(第二種事業方法書の送付等)

第二十六條 事業者は、第二種事業方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、第二種事業方法書
を送付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による第二種事業方法書

の
公表方法を追加するも

事業者が作成し送付する
書類を追加するもの

種事業要約書の送付があつたときは、免許等のうち、当該第二種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなつた旨を通知するものとする。

(第二種事業方法書についての知事等の意見)

第二十七条 知事は、第二種事業方法書及び第二種事業要約書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該第二種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2~4 (略)

第二十八条から第三十条まで (略)

第三節 第二種事業準備書

(第二種事業準備書の送付等)

第三十一条 事業者は、第二種事業準備書を作成したときは、知事及び第二十六条第一項の規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第二十七条第一項の意見及び第二十九条の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第二十六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第二種事業関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「第二種事業関係市町村長」という。)()に対し、第二種事業準備書及びこれを要約した書類(次条において「第二種事業要約書」という。)を送付

の送付があつたときは、免許等のうち、当該第二種事業に係るものを行う者に対し、規則で定めるところにより、環境影響評価が行われることとなつた旨を通知するものとする。

(第二種事業方法書についての知事等の意見)

第二十七条 知事は、第二種事業方法書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該第二種事業方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2~4 (略)

第二十八条から第三十条まで (略)

第三節 第二種事業準備書

(第二種事業準備書の送付等)

第三十一条 事業者は、第二種事業準備書を作成したときは、知事及び第二十六条第一項の規則で定めるところにより第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第二十七条第一項の意見及び第二十九条の規定により行つた環境影響評価の結果にかんがみ第二十六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「第二種事業関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「第二種事業関係市町村長」という。)()に対し、第二種事業準備書及びこれを要約した書類を送付

事業者からの送付対象書類の追加によるもの

事業者からの送付対象書類の追加によるもの

事業者が作成し送付する書類の文言の整理をするもの

しなければならない。

2 (略)

(第二種事業準備書についての知事等の意見)

第三十二条 知事は、前条第一項の第二種事業準備書及び第二種事業要約書の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 (略)

第三十三条・第三十四条 (略)

第四節 第二種事業評価書

(第二種事業評価書の公告及び縦覧)

第三十五条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第二種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三十六条から第四十三条まで (略)

第六章 評価書の公告及び縦覧の手続等

しなければならない。

2 (略)

(第二種事業準備書についての知事等の意見)

第三十二条 知事は、前条第一項の第二種事業準備書及び書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、第二種事業準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 (略)

第三十三条・第三十四条 (略)

第四節 第二種事業評価書

(第二種事業評価書の公告及び縦覧)

第三十五条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、第二種事業評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、第二種事業評価書及び第二種事業要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

第三十六条から第四十三条まで (略)

第六章 評価書の公告及び縦覧の手続等

事業者からの送付対象書類の文言の整理によるもの

の
公表方法を追加するも

(工事の着手後の調査報告書の作成等)

第四十四条 (略)

2 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、調査報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十五条から第五十四条まで (略)

第八章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十五条 知事は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三条の七第一項、法第十條第一項及び第五項並びに法第二十条第一項及び第五項の規定による意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

2 (略)

第九章 雑則

(工事の着手後の調査報告書の作成等)

第四十四条 (略)

2 事業者は、前項の規定による提出をしたときは、規則で定めるところにより、調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、調査報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

ならない。

第四十五条から第五十四条まで (略)

第八章 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続

(環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続)

第五十五条 知事は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三条の七第一項、法第十條第一項及び第二十条第一項の規定による意見を述べようとする場合には、技術審査会の意見を聴くものとする。

2 (略)

第九章 雑則

の
公表方法を追加するも

法律の改正に伴う引用
法律の条ズレ及び追加に
よるもの

方法書段階で説明会の

(県等との連絡)

第五十六条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

附 則

1～6 (略)

(東日本大震災復興特別区域法の特例)

7 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下「復興特区法」という。)第七十二条第一項に規定する特定復興整備事業については、この条例の規定(第五十五条第一項の規定を除く。)は、適用しない。

8 第五十五条第一項の規定は、知事が復興特区法第七十条第六項の規定による意見を述べようとする場合に於いて準用する。

(県等との連絡)

第五十六条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び関係する市町村と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

附 則

1～6 (略)

開催の追加に伴う文言整理によるもの

環境影響評価法が適用除外されて個別法で環境影響評価手続がなされるものについて、環境影響評価法同様に、条例の手続を適用しないことを追加するもの